

【観光課（文化振興係）】

パートタイム会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。

1. 受付期間：募集人数に達するまで

2. 募集職種、募集人数：事務補助 1人

3. 業務内容：・文化振興係の仕事

窓口対応、電話対応、事務補助（パソコンの入力、書類整理等）

・桑名市文化協会事務局

会計、会議資料の作成、市民芸術文化祭・桑名市民展の運営等

平日夜開催の会議へ出席（月3回程度）

4. 任用期間：令和7年6月1日 から 令和8年3月31日まで

5. 申込資格

① 次のいずれにも該当しない方（地方公務員法第16条）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

② 国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、就労が制限されていない在留資格を有する方

6. 勤務条件など

種 類	内 容
報 酬 等	事務補助 時給 1,206 円 ・その他、諸手当（通勤手当、時間外勤務手当等）は、桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給されます。
勤務時間	週3日、21時間 勤務、シフト制 午前9時00分 から 午後5時00分まで（休憩1時間） ※所属長の命により変更となる場合があります。
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※所属長の命により変更となる場合があります。
有給休暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引休暇等）を規則に基づき付与

服 務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。
-----	---------------------------------

7. 申込手続

申込書類の請求先 及び提出先	桑名市役所 観光課（市役所 2 階） 〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地
申込み提出書類	・ 履歴書（エントリーシート） 必要事項を記入し、自筆で署名してください。 ・ 写真 1 枚 縦 4cm×横 3cm（履歴書に貼付） ・ 返信用封筒 1 通 封筒サイズ：長形 3 号（縦 23.5cm×横 12cm） ・ 110 円切手 1 枚 ※この返信用封筒により結果を送付しますので、封筒に 110 円切手を貼り付け、宛先に申込者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。
受 付 の 期 間 等	募集人数に達するまで ・ 持参の場合は執務時間中 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。 （土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。） ・ 郵送の場合は、簡易書留で「選考申込書在中」と朱書き、送付してください。

8. 選考の日時・会場・結果発表

	日 時	会 場	結果発表
選考	日時は別途連絡します	桑名市役所本庁舎 桑名市中央町二丁目 37 番地	後日申込者全員に郵送で通知
受験要領	申込書類を提出した方については、面接日時をエントリーシート記載の電話番号に連絡いたします。		
選考内容	エントリーシートを参考に個別面接します。		

9. その他 注意事項

- ・ 履歴書等に虚偽の記載があった場合、任用までに公務員としてふさわしくない行為・行動があった場合は、任用を取り消すことがあります。
- ・ 採用は全て条件付きで、原則として採用から 1 か月間（勤務した日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに初めて正式採用となります（地方公務員法第 22 条の 2 第 7 項）。再度の任用の場合も同様です。
- ・ 勤務成績が良好で、引き続き次年度も同様の職がある場合は、再度任用する場合があります。再度の任用は新規採用から 2 回まで可能です。再度の任用満了後も引き続きの勤務を希望する場合は、新規採用として応募も可能です。
- ・ 今回の会計年度任用職員への任用は、桑名市の常勤職員の採用の際に優先されるものではありません。

10. 問い合わせ先：桑名市役所 観光課 Tel 0594-24-1361